

平群町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1. 趣旨

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは、近年、極端な高温の発生により熱中症リスクが高まる中、暑さをしのぐため誰でも休憩できる冷房設備が整った施設のことをいいます。公共施設、民間施設を問わず、地域であらかじめ避難場所を確保し、町民の熱中症リスクを低減させることが目的です。町では町内の公共施設の一部をクーリングシェルターとして指定すると同時に、町と共に熱中症対策に取り組んでいただける町内の民間施設を募集します。

2. 登録要件

- (1) 適切にメンテナンスされた適当な冷房設備を有すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、施設の開放可能日において必ず開放すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されていない場合も、熱中症特別警戒情報等の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）の開放可能日は、町民が暑さからしのぐことのできる涼しい休憩場所として提供することができること。
 - ※ 施設の開放可能日と開放の時間帯は、施設の通常の営業日及び営業時間の範囲内で、協力いただける範囲の時間とします。
 - ※ クーリングシェルターの指定・設置については、環境省の「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」を参照ください。

3. 確認事項

- (1) 指定申込書を提出した時点で、町からのクーリングシェルターの指定に同意したものとし、クーリングシェルターとして適当と認められる場合は、町と協定書を締結していただきます。
- (2) クーリングシェルターの指定施設は、町ホームページ等で公表します。
- (3) 町が用意するのぼり旗等の掲出をお願いします。
- (4) 休憩に訪れた方の対応は、各施設でお願いします。
- (5) 環境省が発表する熱中症予防情報の把握に努めてください。
- (6) この取組の趣旨に沿わない、また公序良俗に反すること等、町が不適当と認める場合はクーリングシェルターとして指定しない、または指定を取り消す場合があります。
- (7) クーリングシェルター開放に当たり、冷房設備の電気使用料等の開放に当たって必要な経費は各施設のご負担となります。
- (8) クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合であっても、町は損害

賠償の責任を負いません。

4. 募集期間

令和7年8月29日（金）まで随時受付ます。

5. 応募方法

指定申込書に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールで提出してください。

6. 応募後の流れ

①指定申込書審査 → ②協定書締結 → ③運用開始 → ④クーリングシェ
ルターの公表（町ホームページ等）